

## 排ガスの分析値

サンプリング日 1号炉：2019年12月3日

2号炉：2019年12月19日

測定項目	単位	排出基準値	自主基準値	分析値	
				1号炉	2号炉
ばいじん	g/Nm <sup>3</sup>	0.15	0.05	<0.0053	<0.0057
硫黄酸化物	K値	17.5	10	<0.44	<0.48
窒素酸化物	ppm	250	200	31	38
塩化水素	mg/Nm <sup>3</sup>	700	300	<2.7	<2.9
カドミウム	mg/Nm <sup>3</sup>	－	1	<0.11	<0.12
ダイオキシン類	ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	10	8 <sup>※1</sup>	0.98 <sup>※3</sup>	0.97 <sup>※4</sup>
			6 <sup>※2</sup>	0.94 <sup>※5</sup>	2.1 <sup>※6</sup>
鉛	mg/Nm <sup>3</sup>	－	10	<1.1	<1.2
フェノール類	ppm	－	1	<0.27	<0.29
フッ化水素	mg/Nm <sup>3</sup>	－	10	<1.1	<1.2

※1 年1回実施のJIS公定法分析での自主管理目標値

※2 月1回実施の簡素化法（弊社ワンディ分析）での自主管理目標値

※3 サンプリング日 2019年10月31日（JIS公定法分析）

※4 サンプリング日 2019年7月2日（JIS公定法分析）

※5 サンプリング日 2019年12月3日（弊社ワンディ分析）

※6 サンプリング日 2019年12月19日（弊社ワンディ分析）

注）基準値は「大気汚染防止法施行規則」及び「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」による

## 排出値の分析値

サンプリング日 2019年12月3日

分析項目	単位	結果	許容限度	自主管理目標値
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003 未満	0.03	0.021
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.5 <sup>※1</sup>	0.35
有機燐化合物	mg/L	0.1 未満	1	0.7
鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.1	0.07
六価クロム化合物	mg/L	0.05 未満	0.3 <sup>※1</sup>	0.21
砒素及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.1	0.07
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	0.003 <sup>※1</sup>	0.0021
アルキル水銀化合物	mg/L	検出せず	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.003	0.0021
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.1	0.07
テトラクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.1	0.07
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.2	0.14
四塩化炭素	mg/L	0.002 未満	0.02	0.014
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.002 未満	0.04	0.028
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	1	0.7
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.4	0.28
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.002 未満	3	2.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.002 未満	0.06	0.042
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 未満	0.02	0.014
チウラム	mg/L	0.005 未満	0.06	0.042
シマジン	mg/L	0.003 未満	0.03	0.021
チオベンカルブ	mg/L	0.003 未満	0.2	0.14
ベンゼン	mg/L	0.002 未満	0.1	0.07
セレン及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.1	0.07
ほう素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	10	7
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.8 未満	8	5.6
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	10 未満	100 <sup>※2</sup>	70
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.5	0.35
水素イオン濃度	—	6.9	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量	mg/L	1.5	60(日間40) <sup>※1</sup>	20
浮遊物質量	mg/L	5	90(日間60) <sup>※1</sup>	50
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	1.0 未満	鉱油5,動油30	4

※1 長野県環境基本条例による上乗せ基準

※2 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

注) 許容限度は「水質汚濁防止法」「排出基準を定める総理府令」

「公害の防止に関する条例」による。但し、※1は上記に示したように  
条例による上乗せ基準